

15 慶弔細則

(細則)

1. 本細則は生徒会規約第 30 条に基づき、これを定める。

(慶事)

2. 慶事（全国大会優勝の部活動が出た場合等）があった時、役員会・常任委員会・職員会議で諮った上、祝賀を行うことができる。

(弔事)

3. 本会会員が死亡した場合や重大な被災を被った場合、弔慰金を会員の保護者に支給する。支給金額については、その時点で役員会で話し合う。

平成 10 年 3 月 23 日施行

令和 5 年 4 月 1 日改正